

東北大学大学院法学研究科・法学部  
外部評価（第三者評価）委員会  
[平成 22・23 年度]  
評価結果

(前注)

東北大学大学院法学研究科・法学部の外部評価（第三者評価）は、東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規（後掲・資料）第2条

- ① 学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。
- ② 外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

をふまえ、同研究科・同学部の今後の研究教育活動の改善を図るために行われるものである。

この評価結果は、あらかじめ同研究科・同学部から委嘱を受けた外部評価委員（後掲・資料）が、書面調査、学生・教員へのインタビューを含む現地調査、外部評価委員会（平成24〔2012〕年1月12日午後4時から午後5時20分まで。東北大学法学部大会議室にて開催）における意見交換などを経て、まとめられたものである。

とりまとめに際しては、東北大学大学院法学研究科・法学部の評価改善委員会において原案（外部評価委員からのご意見・ご指摘をそのまま記載することを旨とした）を準備し、外部評価委員に必要に応じて修正をお願いした上で評価結果を確定することとしている。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部評価委員の方々に、この場を借りて、厚く御礼を申し上げたい。

東北大学大学院法学研究科・法学部 評価改善委員会

法学部・研究大学院全体

## 評価項目1. 学部の教育内容

(大変良い：2名、良い：5名)

### 【評価すべき点】

- 多様な科目が提供されており、たいへん結構である。学部と大学院でドイツ語、英語の授業があることは、評価できる。英語による講義はさらに増やすことが望まれる。
- 日本法制史で仙台藩を対象とした講義があることも立地に密着した講義として評価できる。
- きめ細かい配慮がなされている。
- 「完全自由選択制」の理念を掲げつつも、個々の学生が、将来の進路に応じて段階的かつ体系的に専門教育科目を履修できるようカリキュラムが配慮されている。
- 法学部教育の特色である「基礎講義」「基幹講義」「展開講義」の三段階カテゴリでの講義体制は非常に高く評価できる。特に1年次配当として設けられている「司法制度論」「法と歴史」「比較法社会論」「法学の理論」などの科目は、まさに専門課程への土台となる内容となっており、実定法の解釈という狭い教育に陥らないよう、講義体系の工夫が充分になされているように思う。
- 若手を含め教員が充実している。また、多彩な少人数演習が開講されていることは、学生の意欲を高める観点からも評価できる。「完全自由選択制」には若干の不安を感じるが、適切なガイドラインが与えられているのであればよい。
- 英語とドイツ語で行われる授業があることも評価できる。

## 評価項目2. 学部の教育方法

(大変良い：1名、良い：5名、特に問題はない：1名)

### 【評価すべき点】

- 学部と研究大学院では、学問のおもしろさを伝えることが教育の目的であり正解はないことを教える、という捉え方は非常によい。知識の伝授ではなく、学問の考え方あるいは学問的知的作業の仕方を教えるという伝統的な考え方である。このような基本的な教育が、学生の将来のものの考え方に大きなよい影響を及ぼす筈である。
- 学部演習において法学部が最も重視するところの少人数教育を実践している。
- 全学共通の教育科目（人間論、社会論、自然論）を設け、基礎から発展までの講義カリキュラムや演習の配置で、幅広い社会科学的識見の養成に努められていることは高く評価できる。とりわけ少人数教育を徹底し、学生の勉学意欲を育む努力が随所でなされている点も注目すべき点と言える。

### 【検討の必要がある事項】

- 学部演習を必須科目にしてはどうか。学生にとって、いわゆる「ゼミ」は有用であり、13%の学生がゼミを体験せずに卒業しているのは残念である。
- ゼミを13%の学生が受けていないのはもったいない。学生全員がゼミを受けるように持っていけるよう指導してほしい。
- 学問を追求したいという学生の気持ちを引き出すためにも個別面談の充実が望まれる。
- 基本的には講義形式とのことだが、もっと双方向授業を進めてもよいのではないか。記憶中心の授業から、考える力を養う授業への転換が重要だと思われる。

## 評価項目3. 研究大学院の教育内容

(良い：4名、特に問題はない：2名、問題があるので検討の必要がある：1名)

### 【評価すべき点】

- 研究大学院の後継者養成コースはよいアイデアで成果が期待される。
- 平成23年度以降、法政理論研究コース、後継者養成コース、国際共同博士課程コースの3コースをとられました。各コースの趣旨は凡そ理解いたしました。試行錯誤をくり返し立派な実績をあげられることを期待します。

- 卓越した若手研究者の育成、外国人留学生の教育、社会人教育、継続的専門教育を標榜し、高度な研究を行うことを目標に漸次的な改革を行っていることは評価できる。しかし、研究大学院である以上、その研究成果と人材の輩出という観点で評価されるべきであり、この点で今後の成果に期待したい。

#### 評価項目 4. 研究大学院の教育方法 (良い：4名、特に問題はない：3名)

##### 【評価すべき点】

- 伝統的方式と理解する。最近の学生は語学力が落ちてきているので、ドイツ語、フランス語、英語を多用した演習が多いことは評価出来る。
- 殆ど全てが演習形式で少人数教育が徹底されている。研究論文指導では教員と学生、1対1による体系的指導が行われている。
- 後継者養成コースの新設や国際共同博士課程コースの常設など、現代社会の要請に応えようとする姿勢は評価できる。特に前者の後継者養成コースは、法科大学院での法曹教育を担う人材の養成であり、法曹養成制度の問題点が指摘される今日、その取組は非常に注目される。今後の展開に期待したい。

##### 【検討の必要がある事項】

- 国際的な評価を高めるとの観点からは、外国人留学生に対する教育効果（単位認定、論文評価）の検証が必要である。

#### 評価項目 5. 教員体制・教員組織 (大変良い：1名、良い：5名、特に問題はない：1名)

##### 【評価すべき点】

- 准教授と助教が多い（即ち若手が多い）ということは結構なことで、将来にも期待が持てる。
- 著名な教授陣を揃えており、問題ない。教員の研究活動も盛んであり、研究専念期間も確保されている。
- 教員数も評価できるし、女性教員の比率も理想的なバランスである。
- 教授 30名・准教授 25名、計 55名、男性 40名・女性 11名（教授 2名 准教授 9名）、計 55名、以上から、構成比バランスがとれており、また若手研究者の間で男女共同参画の理念が実現されていると感じている。
- 教員数 55名、教授 30名、准教授 25名というのはバランスもよく世代的な系統性も担保できているように思う。また、教員全体の研究成果も、他大学に比して劣らず挙げられており、知の先端をいく東北大学の質を担っていると思われる。

##### 【今後の課題】

- 教員の異動が多いようなので、教育・研究の深化という面で若干危惧される。

#### 評価項目 6. 学生への支援体制 (大変良い：2名、良い：3名、特に問題はない：2名)

##### 【評価すべき点】

- アドバイザー制、クラス顧問制は評価に値する。
- アドバイザー制、クラス顧問制、新年度開始時の履修相談窓口設置等の配慮が見られる。2年生を対象としたキャリアガイダンスの実施は非常に良いと思います。
- 「履修モデル」の提示や「アドバイザー制」「クラス顧問制」をとり、学生の支援体制を整備している点は高く評価できる。特に、基礎演習に留学生を参加させ、異文化コミュニケーションを積極的に図っている点および比較法制の学習成果を目指している点などは学生にとっての学習環境とし

ては申し分のないものになっていると思われる。

### 評価項目 7. 教員の研究活動 (大変良い：1名、良い：4名、特に問題はない：2名)

#### 【評価すべき点】

- 教員の研究も盛んであり、また他大学では予算がないとか代わりの教員が見つからない等の理由で形骸化している場合もある特別研究期間(サバティカル)も、現実を取れているようなので問題ない。
- なお一層活躍していただきたい。
- 平成20年度に開始されたGCOEプログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」の拠点となっている点は評価に値します。今後の成果に期待します。

#### 【今後の課題等】

- 各教員の教育負担・行政負担が重くなっている現状からすると研究活動も問題なく行われているものと思われるが、東北大学の伝統である「研究第一主義」の観点からは、少し日本の学界をリードする研究成果を期待したい。
- 法科大学院設立、独立行政法人化等の研究活動への影響を中長期的に検証していく必要がある。

### 評価項目 8. その他

#### 【評価すべき点】

- カリキュラムやシラバスを見るかぎり、多彩な科目が提供されており評価できる。
- 進路ガイダンスを行うことは大変意義あることだと思います(自分の進路をある程度考えておかないと、ムダな学生生活を過ごしてしまいかねないからです)。

#### 【今後の課題等】

- 講義スタイルが中心のようであるが、知識を一方向的に伝授する方式である講義形式から、演習を必修にするなど考える力やコミュニケーション能力も育てる方式に変化する必要があるのではないかと。
- 個人的意見としては、学部では先端の法を教えるより基礎法分野を教えることが重要である。民法・刑法の基本的法律と基礎法のしっかりした学修は、学生が社会に出てからジワジワと効果が現れる。基礎法の学習に学生を仕向ける工夫と基礎法分野(既に充実しているが)の一層の充実(特にこれからは英米法と、法律科目ではないが英語教育)を望みたい。
- 東北大学は「魯迅」ゆかりの場所でもあります。中国をはじめとしアジアの大学ともっと交流を深めていければ良いと思います。

大学院法学研究科 総合法制専攻  
(法科大学院)

## 評価項目 1. 教育目的と特徴 (大変良い：1名、良い：4名)

### 【評価すべき点】

- 当該法科大学院の特徴は優秀な教授陣と基礎法にも重点を置いた厚みのあるカリキュラムにもあるように思われる。
- 法学理論と法実務の両面に関する「優れた法曹」を養成することを基本的な教育目的として掲げることには異論なく理解できます。「優れた法曹」に求められる能力、資質（①～⑥）もその通りだと思います。具体的な目的をたてて（基本的な教育目的の実現のために）実践されており、着実に成果がでてきていると思います。特徴として①～④まで4点掲げているが特に異論はございません。
- 理論と実務の架橋、男女共同参画社会形成への貢献等を教育目的に掲げ、実務家教員の配置と、総合的・横断的な科目編成、実務的・先端的・国際的な科目の設置を行い、「優れた法曹」をめざす姿勢は評価できる。

### 【今後の課題等】

- いくぶん抽象的である感じがする。知的エリートとしての誇りと責任（noblesse oblige を想像します）、と言うより「professionalism としての法曹としてのアイデンティティと責任の自覚」ではなからうか。問題解決能力（problem solver）も大切なのではないだろうか。
- 優れた法曹のイメージはそのとおりでであるとして、どうやってその目標に到達させるのかが大変難しいところである。

## 評価項目 2. 教育の実施体制 (大変良い：2名、良い：3名)

### 【評価すべき点】

- 教授陣の教授と准教授の構成もバランスもよく、またジェンダーの配慮もよい。優秀な教員を揃えている。科目群間の教員の配分もよい。学生からの授業評価も、真摯に対応している。
- 施設は、贅沢ではないが一つのビルで学生の学習が完結できるようになっており、又、自習スペースも余裕があり、非常に充実している。特に、自習室が24時間体制であることは大変によい。TAの活用は評価出来る。
- ファカルティ・ディベロップメント（FD）体制を評価する。教員数が多く、学生にとって恵まれた環境であると考ええる。
- 教員構成、教員の配置ともにバランスが取れている（経験豊富な実務家教員を多数擁し、また女性比率も高くなっている）。
- ファカルティ・ディベロップメント（FD）、教員相互による授業参観、学生による授業評価等の制度が整えられ着実に実施されている。
- ファカルティ・ディベロップメント（FD）体制で、授業参観や教員研修、FD講演会を開催し、教育効果を検証・模索しながら進めている点は評価できる。

### 【今後の課題等】

- オフィス・アワーが利用しづらいため、工夫が必要。難しいが、教員は授業後、なるべく学生と付き合うようなシステムが必要である。

## 評価項目 3. 教育内容 (大変良い：2名、良い：3名)

### 【評価すべき点】

- 基礎法学、先端・展開科目にわたって万遍なく科目が配置されていることは大変によい。ドイツ法とフランス法の講義があることも評価出来る。法曹史の科目があることは、学生が将来法曹としてのアイデンティティを形成する上で評価できる。



- きめ細かい配慮が見られる。
- L2・3年次に法律基本科目と実務基礎科目を配しておりの確な教育課程の編成といえる。少人数編成での授業が可能となっており、授業時間割も無理ないと思う。
- 他学部出身者、社会人経験者に対し門戸を開き、積極的に受け入れている。
- 単位互換や科目等履修生の履修を認めず、厳格な進級制と厳格な少人数・対話型双方向教育を実施している点は大いに評価できる。

#### 【今後の課題等】

- ローヤリングの一部で教えてはいるようであるが、もう少し、論理的に文書を書く訓練をする科目があってもよいのではないか。
- 東北大学が標榜する「優れた法曹」が、今後の世界あるいはアジアのリーダーとして活躍することも期待されるとすれば、法科大学院生の留学制度を検討することは、大きな意味を持つことになるのではないか。

### 評価項目 4. 教育方法 (大変良い：2名、良い：3名)

#### 【評価すべき点】

- 少人数教育と双方向授業に力が入られていることは評価できる。双方向授業は、法律基本科目と実務基礎科目において、かなり浸透している印象である。
- 原級留置者の数も多く、厳格な成績評価をしていることが推測される。
- 刑事系科目の理論と実務の架橋教育はたいへん評判が良い。
- 少人数教育の方針、オフィス・アワー制度、エクスターンシップを評価する。
- エクステンション教育研究棟の完成により、より充実した学びの環境が整備された。少人数教育・双方向性授業により密度の高い教育が実施されていると思います。
- 少人数教育を重視し、研究者教員と実務家教員が協力して独自の教材を作成したり、TA制度を導入したりして、学生にしっかりとした学習支援を行っている点は評価できる。またオフィス・アワー制度も活用されており、学生の教育環境の満足度はかなり高いのではなかろうか。成績評価不服申立制度も運用されており、厳格で公正な評価システムに基づく教育が為されていると推察される。

### 評価項目 5. 学業の成果 (大変良い：1名、良い：3名、特に問題はない：1名)

#### 【評価すべき点】

- 結局、よい法曹教育をすれば、結果的にその成果が現れる筈である。そのような前提で司法試験合格者数を見るなら、合格者が関東と関西に集中する中で、本法科大学院は健闘している。
- 新司法試験の結果についてはこの震災の影響を考えればまあ良かったと考えます。
- 1年次科目30単位の履修と単位加重平均値65点未満の学生は進級できないという、質の要求は高く評価できる。法務博士の学位を取得できなかった学生数は、資料によれば、平成21年度は1名、平成22年度は3名と極めて少なく、また、学生アンケートでの「良く理解できた」「ある程度理解できた」を併せると約80%に達しており、成果は充分あがっていると評価できる。

#### 【今後の課題等】

- 学業の成果は、司法試験合格者数しかデータが無く、司法試験は法科大学院でのプロセスとしての法曹教育の成果の一部を計測しているに過ぎない。したがって、法科大学院の学業の成果を司法試験合格者数だけで見ることには危険があり、司法試験合格者数にとらわれずに見る必要がある。
- 司法試験合格率50%を目指したい。法科大学院を作った趣旨に遡ると合格率は大事である。地方の雄としての東北大学法科大学院は、合格率・就職で実績を残さなければならない。
- 厳格な進級制を採ることにより学生の能力と資質の確保が保たれると思います。厳しい中であっても原級留置者が少なくなることを期待しています。

## 評価項目 6. 進路・就職の状況 (大変良い：1名、良い：2名、特に問題はない：2名)

### 【評価すべき点】

- 平成 22 年 11 月に法科大学院の同窓会を設立され、修了生の進路状況把握に努められているとのことですが大変良いことだと思います。
- 法科大学院修了生の新司法試験合格者は、平成 22 年が 58 名で全国 10 位、平成 23 年が 54 名で全国 10 位と大健闘している。実務と理論の架橋を目標に、また、実務家教員を充実させるなどの取組の成果で大いに評価できる。多くの法科大学院の課題でもある、修了後の進路の追跡調査もなされており、より徹底するための同窓会名簿作成などケアが行き届いている。

### 【今後の課題等】

- 司法試験に失敗した人の就職状況はデータがなく分からない。これは日本の法科大学院の一般的状況である。教員の負担を大きくしない何らかの方法で、司法試験に失敗した人の就職支援も考える必要がある。
- 難しい問題ではあるが、新司法試験未合格者の就職については、(法曹界以外の)民間などへのパイプを多く作れるとよい。

## 評価項目 7. 改善への取組状況 (良い：2名、特に問題はない：3名)

### 【評価すべき点】

- ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の努力は評価できる。学生との懇談でも、学生は授業には満足していた。
- 平成 21 年実施の新司法試験において合格者数、合格率が不振でしたが、その原因をよく検討し、対策をたてられた結果、改善されたと感じています。
- 平成 21 年の新司法試験合格者の低迷から脱却すべく、様々な改善がなされ、上記 6 で記したように評価すべき実績をあげている。定員が 100 名から 80 名に削減されたことも一因といえるが、質の確保は教育内容・方法等の実践で確実に効果をあげているといえる。

### 【今後の課題等】

- 入試に適性試験の合格最低点を導入する事はよいが、現在の適性試験が受験者の法曹としての能力を正確に計測するものではないので余りに硬直的な適用は避ける工夫が必要である。
- 法律文書を書く訓練を強化することが望ましい。これは大変時間とエネルギーを要するので、卒業生弁護士を活用すべきであろう。
- 東北大学法学部成績優秀卒業者が、関東圏などの他大学に流出しないようにする何らかの対策が必要ではないか。システムを構築できないまでも、アドバイスをしてもらいたい。
- 資質の高い学生を確保するうえでも定員の削減はいたしかたないと思います。今後も改善を続け着実に実施をしていただきたい。
- 今後の進路等や後輩のために、進路調査をしてより整備された同窓会名簿を作成してほしい。目的をもって追跡調査を行うことにより、人材募集の情報が得られるといった、OB が後輩を支えるという気持ちを植え付けるようにしてほしい。

## 評価項目 8. その他

### 【評価すべき点】

- 全般的に、流石に伝統のある国立大学の法科大学院にふさわしい、学問的で正統的な法曹教育を行っていると感じた。全国の法科大学院が、司法試験受験教育に急速に傾斜している中でこのような正統的な教育を行っている法科大学院があることは、ホッとする感じがする。法科大学院教育の効果が、司法試験合格者数で計られている現状は大変嘆かわしいが、ぜひ、この正統的な法学教育の方針を維持

していただきたい。

- 杜の都・仙台で、授業と自学自修が施設の完備した一つの建物で完結できるということは、大変素晴らしい。多くの法科大学院の施設にはどこかに欠陥があるものであるが、本法科大学院の施設は全ての点で申し分がない。学修環境はAプラス評価に相当する。
- 着実に成果は上がってきていると感じます。
- 震災後、各法科大学院に東北大学法科大学院生の受け入れを積極的に取り組んでいただいたと伺っている。このことは東北大学法科大学院の教育理念・内容・方法への共感を基底としているように思う。また、この基底を形成しているのは東北大学の伝統である「研究第一主義」であり、「優れた法曹」の輩出であったのではないだろうか。今後とも知の最前線で活躍する学生の教育に邁進していただきたい。

**【今後の課題等】**

- できれば司法試験合格率ベスト5の常連になっていただきたい。大都市中心型に対抗するためにも、地方大学の雄として、目に見える実績を残していかなければならない。

大学院法学研究科 公共法政策専攻  
(公共政策大学院)

## 評価項目 1. 教育目的 (大変良い：1名、良い：2名)

### 【評価すべき点】

- 近時の国家行政は言うまでもなく、地方行政の内容・手法が大変複雑になってきている。その様な時代に「重要な政策課題を発見する能力、政策を立案し、及び評価する能力並びに政策を説明し、及び伝達する能力」は大変重要になってきているので、大変結構である。
- 法学を中心とし、体験型、実務型を前面に出して差別化を図るという意図は成功していると考ええる。
- 教育目的は明確に打ち出されている。

## 評価項目 2. 教育内容 (大変良い：1名、良い：1名、問題があるので検討の必要がある：1名)

### 【評価すべき点】

- 公共政策ワークショップ I 及び II は、現場重視志向を育てるために大変役に立っていると考える。ともすれば国民あるいは市民から遊離した行政になりがちであるが、このような現場重視で足をつかった調査研究をさせることで市民の目線でものを見る訓練ができると期待される。
- 公共政策を分析するための基礎的素養をつける部分と、これを実践する科目とのバランスが取れている。また1年次、2年次ともワークショップをとることを必修としており、理論と実践の行き来ができる授業が組み込まれ、着実な教育がおこなわれている。また、個別の政策領域での現代的な課題についてもトピックとして網羅されており、学生の理解を深める配慮がなされている。

### 【今後の課題等】

- 国際法、特に国際経済法が弱いのではないかな。これから、TPPやFTAなど、国家のみならず地方行政に関しても大変に重要になると考える。
- ワorkshop以外の科目に、一貫性が感じられない。

## 評価項目 3. 教育方法 (大変良い：1名、良い：1名、問題があるので検討の必要がある：1名)

### 【評価すべき点】

- 現場を重視したフィールド・ワークは高く評価できる。これによって理論の批判的理解が飛躍的に進むものと期待出来る。少人数教育も評価できる。
- 大学院の教育の中核を形成するワークショップによって、現場での実践力を形成する教育方法が採用されており、その効果は大きなものと評価できる。また、少人数教育の利点を利かすべく、個別指導を行う体制が整っており、教員と学生とのフィードバックが行われていることは評価できる。

### 【今後の課題等】

- インターンシップは今後も継続して欲しい。
- 基幹科目にオムニバス方式が多い。単なる講演会にならないよう注意が必要である。

## 評価項目 4. 成績評価・修了認定 (良い：1名、特に問題はない：2名)

### 【評価すべき点】

- AAとAとを3分の1に限定することで、成績評価を厳格なものにしている。

### 【今後の課題等】

- 司法試験の受験資格を目的とする法科大学院と異なり、公共政策大学院では、ペーパーテストによ

る厳密な評価は必要ないのではないか。

- 修了認定もきちとした体制で行われていると判断されるが、修了率などのデータが欠如しているので、この部分については評価できない。

### 評価項目 5. 入学者選抜

(特に問題はない：2名、問題があるので検討の必要がある：1名)

#### 【評価すべき点】

- コミュニケーション能力重視と「公務に対し献身的な資質を有すること」を重視して居ることは良い。
- ここ数年は、定員に対する志願者数の倍率が2倍を超えており、良い人材が確保されていると判断される。また、丹念な面接を行うことで、適切な人材を選抜していることは評価できる。

#### 【今後の課題等】

- 基礎学力の判定をどのように行っているのか不明。
- 社会人、留学生等の占める比率が低く、多様性の確保がもう少し望まれるのではないか。

### 評価項目 6. 学生への支援体制

(良い：1名、特に問題はない：2名)

#### 【評価すべき点】

- アドバイザー教員が配置されており、また個別面談による進路指導を行う等、学生個々人の特性に合わせた支援体制が準備されていることは評価できる。

### 評価項目 7. 教員組織

(良い：1名、特に問題はない：2名)

#### 【評価すべき点】

- 現役の官僚や官僚経験者を呼んで話を聞いていることは評価出来る。また、教員のなかに、実務家出身の者も多いようであるが、これは大変結構なことである。学生は、今、行政でなにが行われているか、をリアルタイムで理解出来るであろう。
- 研究者10名、実務家6名を擁しており、バランスのよい教員構成と思われる。また、それぞれの分野での高い実績ないしは経験を有している者によって構成されている。また、ファカルティ・ディベロップメント(FD)も機能していると評価される。

#### 【今後の課題等】

- 質の良い実務家教員の継続的確保が重要。

### 評価項目 8. 管理運営

(良い：2名、特に問題はない：1名)

#### 【評価すべき点】

- ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動もきちとなされているようである。
- 法科大学院との教育棟の共用は良い刺激になるのではないか。
- カリキュラムの編成、人事、ファカルティ・ディベロップメント(FD)等について委員会を設けて活動しており、組織的な管理体制が整備されていると評価される。

**評価項目 9. 施設・設備・図書等**  
(大変良い：1名、特に問題はない：2名)

**【評価すべき点】**

- 各学生に個別の席を設ける自習設備をもち、また教育に資する図書室をもち、良好な設備と施設の中で、学生が学習できる環境を整えていると評価される。

**評価項目 10. その他**

**【評価すべき点】**

- 修了生の進路が多岐に亘っており、結構である。とくに地方公務員としての活躍が期待される。

## 総評



## 【評価すべき点】

### 法科大学院

- 法科大学院同窓会が設立されたのは結構なことです。近年東北大学法学部同窓会は活発化していますので同窓会を上手に活用していただきたいと思います（皆、母校を応援しております）。
- まじめな取組姿勢は十分感じています。

### 公共政策大学院

- 一学年の定員が 30 名に対して、研究者教員が 10 名、実務家教員が 6 名の合計 16 名の教員を中心として教育を行い、少人数教育を実践している点に、東北大学法学研究科公共政策大学院の最大の特徴がある。この特徴を生かす形で、ワークショップ、個別指導等の教育体制が構築されており、基礎と実践にまたがる高い教育効果をあげていると評価できる。これらの教育の成果を学生が報告し、また、まとめるという部分にも、力を割いていることがうかがわれ、この点も高く評価できる。
- また、この教育を行う場としての設備、施設、図書についても充実しており、すぐれた学習環境が提供されていると判断される。
- 就職については、修了生の半数近くが、公務員ないし政府機関に就職しており、この大学院で養った力を発揮できる職場を選択しており、教育と社会とのマッチングが成立していると評価できる。

### 外部評価全般

- 継続的に外部の第三者評価を行っていることは大いに評価をしたい。また、評価委員との懇談を通じ、更なる改善を模索するという姿勢は、大学の社会性や大学運営の透明性を担保するものであり、今後とも積極的に活用をしていってほしい。

## 【今後の課題等】

### 法科大学院

- 法科大学院の評価項目について「学業の成果」「進路就職状況」はダブるし、また、成果主義、あるいは司法試験合格者数至上主義に結びつきやすく、不要ではないか。また、「教員の研究・教育支援体制」「学生支援体制」という項目があっても良い。
- まず、書類審査を終えた段階で評価シートを書く仕組みであるが、現地での教員や学生との面談、施設見学、授業参観を通じて書類審査での評価を確かめ、変更し、新たな評価の知見を得るので、評価シートは現地調査の後にした方が良くないだろうか。数年前の都内某私立法科大学院の外部評価では、書類資料を検討後、現地調査を行い（1日）、その後に各委員から委員長に評価報告書が送られ、委員長が各委員からの報告書を添付しつつ総括的報告書を作成する仕組みであった。現地調査が評価を纏める上でかなり重要な情報を提供してくれるので、現地調査後に評価シートを作成する方式の方が良くはないだろうか。特に、教員及び学生との面談は、もう少し時間が欲しかった。
- 法科大学院をとり巻く環境は年々厳しくなっていますがプラン・ドウ・チェック・アクション（PDCA）を絶えず行い、改善の成果を上げていただきたい。
- 新司法試験の合格率ベスト 5 に入ればさらに本学法科大学院の存在が光り輝くものと存じます。
- 資質の高い学生を多く採れるよう学部教育と一体となった教育体制をより強めていただきたい。

### 公共政策大学院

- 評価項目が適切かどうかは検討の余地がある。
- 社会人、留学生の比重が低く、キャリアアップとしての機能や教育の国際化に対する対応の強化については、今後の課題と考える。

### 外部評価全般

- 現地調査が 1 日で法学部、研究大学院、法科大学院、公共政策大学院を全てみることは難しい。公共政策大学院の施設設備、法学部・研究大学院の施設設備を見る時間がなかった。
- 第三者評価は通年かけて行うべき。特に、教員・学生との面談は不可欠。

# 資料

平成 22・23 年度 東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価（第三者評価）委員

外部評価委員（8名） ※五十音順、所属・職名は平成 24 年 1 月 12 日当時

- ・尾崎 久仁子（国際刑事裁判所判事）・・・・・・・・・・ C
- ・柏木 昇（中央大学教授）・・・・・・・・・・ A
- ・鈴木 勇（株式会社七十七銀行常務取締役）・・・・・・・・ B
- ・田辺 国昭（東京大学公共政策大学院院長）・・・・・・・・ C
- ・松坂 英明（弁護士・元仙台弁護士会会長）・・・・・・・・ B
- ・向井 壯（仙台地方検察庁検事正）・・・・・・・・・・ B
- ・江草 忠敬（株式会社有斐閣会長）\*オブザーバー・・・・・・・・ B

【各委員の担当】

A：法学部・研究大学院、法科大学院、公共政策大学院

B：法学部・研究大学院、法科大学院

C：法学部・研究大学院、公共政策大学院

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規

制 定 平成19年5月16日

（設置）

第1条 東北大学法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

① 法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

② 外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

（2）前項の目的のため、委員は法学部・法学研究科に対して、研究教育活動資料等の提示および内容の説明を求め、施設等の調査をすることができる。

（組織）

第3条 評価委員会は、大学、公的機関、民間企業等の有識者8名以内の委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

（会議）

第5条 評価委員会は、第2条第1項第1号および同項第2号に定める事務を行うため、評価委員が出席する会議を開催することができる。

（2）委員は、前項の会議に出席しない場合であっても、文書を送付するなどの方法によって、会議において意見を述べることができる。

（3）第1項の会議には、必要に応じ、オブザーバーとして、法学研究科長・法政実務教育研究センター長・専攻長・評価担当教員および担当職員が出席できるものとする。

（委嘱）

第6条 委員は、研究科長が委嘱する。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（外部評価（第三者評価）内容の公表）

第8条 外部評価（第三者評価）における意見は、個人を特定せず、評価委員会での意見としてとりまとめ、その概要を外部評価（第三者評価）報告書、ホーム・ページ等で公表する。

（報酬）

第9条 委員等に対しては、所定の旅費及び報酬を支払うものとする。

（2）前項の詳細は、別途定める。

（外部評価（第三者評価）補佐委員会）

第10条 評価委員会の運営を補佐するため、法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）補佐委員会（以下、「補佐委員会」という。）を置く。

（2）補佐委員会は、法政実務教育研究センター長及び3名の評価担当教員をもって組織し、法政実務教育研究センター長が委員長をつとめる。

附 則

この内規は、平成19年5月16日から施行する。

附 則（平成20年9月10日改正）

この内規は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日改正）

この内規は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月16日改正）

この内規は、平成21年12月16日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則（平成23年7月20日改正）  
この内規は、平成23年7月20日から施行する。